

「横浜開港」資料のデジタルアーカイブ整備公開推進事業に関するコンサル業務委託

プロポーザル募集要項

公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団

## 1 事業の趣旨・目的

開港資料館では、文化観光の推進に関する法律（以下「文化観光推進法」という。）に基づく拠点計画事業の一環として、館内に収蔵されている27万点を超える「横浜開港」資料のデジタル画像（動画・静止画）をデータベースに登録し、ウェブサイトを通じて公開する事業を進めている。このデータベースは、「横浜開港」に関する観光の魅力をアピールする基盤を創り国内外からの多様な利用者の便に供するとともに、開港資料館や伝統的観光地エリアへの来訪の期待感高揚、「横浜らしさ」につながるアイデンティティの形成に繋げることを目的としている。

また、利用者の利便性向上のため、これまでの専門職員によるプロフェッショナルなレファレンス記録のデータ化・AI化だけでなく、ジャンルやテーマごと、対象者別にさまざまな切り口から検索できるシステムとし、主要な資料については、解説アプリや回遊・遊覧アプリ、案内サインとも連動するほか、横浜市ふるさと歴史財団の他施設のデータベース・ウェブサイトとの連携を可能なものにすることを目指している。

上記の目的を達成するために、横浜開港資料館での所蔵資料公開情報の現状を評価し、課題点を洗い出したうえで、全国での先進事例と文化観光推進法に基づく拠点計画事業における他の自治体での類似事例を収集することを求める。また、横浜に根差したデータベース作成のために必要なシステム活用の在り方や連携先についての提言を求める。

## 2 業務概要

- |            |                                            |
|------------|--------------------------------------------|
| (1) 業務名    | 「横浜開港」資料のデジタルアーカイブ整備公開推進事業に関する<br>コンサル業務委託 |
| (2) 業務内容   | 別紙「業務仕様書」のとおり                              |
| (3) 委託期間   | 契約日から令和4年2月末日まで                            |
| (4) 契約上限金額 | 金3,300,000円（消費税を含む）                        |

## 3 参加資格要件等

プロポーザルに参加する者（以下、「提案者」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては更生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 博物館・美術館等の文化施設および観光振興に関するコンサル業務を受託した実績があることが望ましい。
- (4) 企画提案募集開始日から締切日までの期間に、国及び地方自治体の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる

者に該当しないこと。

- ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
  - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
  - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
  - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
  - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体に属する者に該当しないこと。

#### 4 スケジュール

- |              |                                       |
|--------------|---------------------------------------|
| (1) 質問の受付    | 令和3年11月26日（金）～12月3日（金）正午まで            |
| (2) 質問に対する回答 | 令和3年12月4日（土）17時に横浜市ふるさと歴史財団ウェブサイト上で回答 |
| (3) 提案書等の提出  | 令和3年12月8日（水）17時まで                     |
| (4) ヒアリング    | 令和3年12月10日（金）                         |
| (5) 選定結果通知   | 令和3年12月11日（土）                         |

#### 5 応募について

- (1) 応募期間  
令和3年12月1日（水）から12月8日（水）17時まで
- (2) 申込方法  
「6 応募書類」に定める提出書類を期間内に担当まで郵送もしくは持参すること。

#### 6 応募書類

- (1) 提案時の提出書類
- ア 提案書（様式自由）
  - イ 価格提案書（見積書）
  - ウ 実績一覧
- (2) 提出方法  
郵送等(書留郵便等、配達記録が残るもの)により「13 担当」まで送付する。持参も可。封筒の表に「提案書等在中」と朱書きすること。
- (3) 提出された応募書類の取扱い
- ア 提出された提案書等は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者（以下、候補者）とい

う。)の選定以外の目的では使用しない。

イ 提出のあった提案書等は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

ウ 提出された応募書類は返却しない。

エ 提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

オ 提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

## 7 質問書受付・回答

### (1) 質問受付期間

令和3年11月26日(金)～12月3日(金)正午まで

「13 担当」まで電子メールにて提出する。様式は自由。

※受付期間以降に届いた質問及び郵便、持参、電話、ファックス、口頭による質問は受付けない。

### (2) 質問に対する回答

令和3年12月4日(土)17時に横浜市ふるさと歴史財団ウェブサイト上で回答する。

## 8 提出書類の作成にあたって

### (1) 提出書類(次のア～ウ)

#### ア 提案書(様式自由)

提案書の形式用紙の大きさは原則A4判(タテヨコ問わず)、必ず全ページにページ番号を付すこと。

#### イ 価格提案書(A4版・様式自由)

価格提案書には合計金額を消費税を含めて記載すること。

#### ウ 実績一覧(A4版・様式自由)

3の(3)に定める文化施設・観光振興等のコンサル業務を受託した実績を項目等を整理してわかりやすく示すこと。

### (2) 提出部数等

#### ア 正本 1部

提案書および実績一覧は記名、価格提案書は記名・代表者印押印

#### イ 副本(審査用) 10部

いずれの書類も記名・押印は不要

## 9 評価基準・方法等

### (1) 評価方法

ヒアリング(評価委員会へのプレゼンテーション)

次により提案内容に関するヒアリングを行なう。

・実施日時 令和3年12月10日(金) 各社30分程度(10分は質疑応答)

※時間は追って連絡します。

- ・実施場所 横浜市歴史博物館研修室 横浜市都筑区中川中央1丁目18
- ・出席者 統括責任者を含む3名以下としてください。

## (2) 評価基準

業務仕様書に記載された業務内容の理解度、評価手法・調査手法の妥当性、提案の実現性、過去の実績等を総合的に評価する。(4)に該当した失格者を除いたもののうち、評価が最も高い者を、候補者として選定する。審査は非公開とし選定内容についての質問や異議は一切受けない。

## (3) 参加者が1者である場合の取り扱い

プロポーザル参加者が1者のみの場合においても、審査の結果、業務を適切に実施できると判断された場合には、当該参加者を候補者とする。

## (4) その他

次に掲げる事項に該当する者は失格とする。

- ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 本募集要項に示した提出書類に関する条件に違反した場合
- ウ 価格提案書の合計金額が2(4)の契約上限金額を超える場合
- エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

## 10 選定結果の公表及び通知

すべての提案者に対し、令和3年12月11日(土)(予定)に選定又は非選定の結果をメールで告知する。また、選定結果を横浜市ふるさと歴史財団のウェブサイト上で公開する。

## 11 契約手続き

### (1) 契約の締結

候補者と当財団との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、契約を締結する。

### (2) その他

選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

## 12 その他

- (1) 応募書類の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (2) 価格提案書については、1者につき1提案に限る。
- (3) 応募書類を提出した後、差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、当財団から指示があった場合を除く。
- (4) 応募書類を提出した後、当財団が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 応募書類の作成、提出に要する経費は、提案者の負担とする。

- (6) 応募書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

|       |
|-------|
| 13 担当 |
|-------|

〒231-0021 横浜市中区日本大通3

横浜開港資料館 担当：調査研究員 西村

t.nishimura@yokohama-history.org

対応時間：9時～17時 ただし、月曜（祝日の場合は翌平日）を除く